

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： ブータン王国デジタル振興政策支援に係る情報収集・確認調査 (QCBS)

案件番号： 19a00920

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書 (案)

2019年12月4日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2019年12月4日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ブータン国デジタル振興政策支援に係る情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年2月 ～ 2020年9月

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日。ただし、競争参加資格確認を事前に行う場合は資格確認申請書の提出締切日。以下同じ。）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の

者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

2019年12月18日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（２）提出先・場所

上記４．窓口のとおり（prtm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注１）原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

（４）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年12月27日 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイトに表示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書： 正1部 写 1部

注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザ

ル評 価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_2012_11.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

【オプション1】

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

【オプション2】

本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

(価格評価点) = [(予定価格 - 見積価格) / 予定価格] × 100 + 80

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

(価格評価点) = 120 - [(予定価格 - 見積価格) / 予定価格] × 100

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8 + (価格評価点) × 0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を越えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2020年1月24日(金) 15時～(予定)

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 203会議室

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。

➤ 会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合

は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年1月27日（月）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

① コンサルタント等の法人としての経験・能力

② ②業務の実施方針等

③ 業務従事予定者の経験・能力

④ ④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持つておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

（３）契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

（４）技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から２週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、２週ンを過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（ URL：
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）
プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（１）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

１）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

２）公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

３）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（２）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、

法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL:
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL:
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. 調査の背景

ブータン王国（以下、ブータン）は、急峻な山に囲まれた内陸国であり、九州と同程度の面積の国土（38,400km²）に人口は約70万人と小規模で、日本で「市」の人口規模の目安となる5万人を超える人口を持つ都市は、首都ティンプー（約10万人）しかなく、6都市を除き、都市の人口は1万人未満である。人口が少ないため市場規模は小さく、さらに小規模な人口が国土に広く点在しており、民間企業からみると販売網を作るのにコストがかかる一方、売り上げ規模は大きくなく、海外から投資を誘致することが困難な国である。また公共投資についても、国土は標高差が非常に大きく、南部の標高100mから北部の7,550mにわたり、急峻な地形から都市間のアクセスが悪く、インフラネットワークを構築するコストが高い一方、裨益人口が少なく、財政資金規模に限りがある中で、非常に効率的に投資を行っていくことが求められる。

ブータンにおける主要な産業は、農業及び水力発電（インドへの売電）であり、水力発電による売電や関連する建設分野が経済成長をけん引してきている。しかし、国内市場が小さく水力発電以外の産業の発展は限られており、多くの消費財や資本財をインド及び他国からの輸入に依存しているため、慢性的な貿易赤字を抱えている。

また、2018年の国全体の失業率は3.4%である一方、若年層（15歳～24歳）の失業率は15.7%となっており、そのおよそ6割が都市の若者であり、大卒の若者も多数含まれ、そうした若者たちの中に違法薬物使用や飲酒に溺れる者も出てきている等、若年失業者については社会問題化してきている。ブータン政府は雇用創出の観点から産業多様化を図ることとしているが、社会に出る若者と産業界の求める人材との間に知識・技術のギャップがあるとされている。

ブータン政府は、デジタル技術を広範に用いてこれらの課題の解決に資する施策を行うこととしており、第12次5か年計画（2018～23）における8つの重点プログラムの一つとして、Digital DRUKYUL（デジタル・ブータン:

DRUKIはブータンの意味）プログラムを認定し、時空を超えてインターネットを最大限活用することを通じて、国外との新たなビジネス機会創出を通じた雇用機会の創出、遠隔地におけるサービス普及等を含む保健、教育等のサービス改善、政府サービスの効率化等、ブータン国民全体の利益増進を図ることとしている。デジタル技術を通じた、公共サービスの改善、産業振興、魅力ある就業機会の創造等は国王の関心が高い領域でもあり、本プログラムに対するブータンにおける関心は非常に高い。Digital DRUKYULプログラムに代表されるデジタル振興政策は、上述のブータンの人口や国土に起因する各種社会経済課題や、現在ブータンが直面する若年失業率の増加等の課題解決に資する潜在性をもっており、当該政策の実効性の向上に向けた支援の必要性は高い。

2. 調査の目的

本調査では、ブータン王国におけるデジタル振興政策の全体像を捉えた上で、他援助機関の動向、日本企業の技術・サービスの優位性等を踏まえ、協力ニーズの高い分野を整理し、同協力分野における、現地に適応可能であり課題解決に有効な日本の企業や機関等の有する技術や知見を紹介し、民間連携の可能性も含めた資金協力、技術協力による支援候補案件を提案する。

3. 調査の範囲

コンサルタントは、上記「2. 調査の目的」を達成するために、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等をJICA南アジア部南アジア第一課に提出するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 対象地域

ブータン王国全域

(2) 相手国対象機関（※ヒアリング対象候補組織）

- ・ 情報通信省情報技術通信局（Department of IT and Telecom, Ministry of Information and Communications）
- ・ 国民総幸福委員会（Gross National Happiness Commission）
- ・ 保健省（Ministry of Health）
- ・ 教育省（Ministry of Education）
- ・ 内務・文化省（Ministry of Home and Cultural Affairs）
- ・ その他政府機関、国際援助機関（UNICEF、WFP、世界銀行グループなど）、ICTセクターの民間企業（ブータンテレコム、タシセルなど）、ティンプーテックパーク（ITパーク）等

(3) 日本側対象機関（※ヒアリング対象候補組織）

- ・ 民間企業（無線・有線ブロードバンド通信インフラ系、デジタルコンテンツ、遠隔ソリューション提供スタートアップなど）、高等教育機関等

(4) JICA側問題意識、協力事業案の検討

JICAは、①若年労働者の失業問題、②ブータンの国土、人口（急峻な地形から都市間のアクセスが悪い、人口規模が小さく、まばらに点在している）等に起因する公共サービス普及の難しさ、③産業振興の難しさ（内陸国で地理的条件が悪い、市場が小さい等が背景）等に問題意識を有し、デジタル振興政策支援を通じ、これらのブータンの根幹的な社会経済課題解決に資する協力を行うことを希望している。

さらに、ブータン政府は、国民総幸福量（Gross National Happiness : GNH）を向上させる政策を追求し、国民の幸福認識の確認や、同認識を改善させるための政策立案等に強い関心を有しており、JICAは、GNHを高めるための政策策定や当該政策の効果測定のためのデータ基盤を強化するための協力にも関心を有している。具体的には、GNHを通じて得られたセンサスデータや国民の意向に係る収集データと、行政データ等を結び付けて分析し、より良い政策立案に活用する事などを想定。右分野にかかる特段の取り組み提案があればプロポーザルにて提案のこと。

協力事業案の検討においては、Digital DRUKYUL（デジタル・ブータン）をはじめとしたデジタル振興政策をとりまく状況、インフラ、デバイス、コンテンツ、エコシステム等の状況、ブータン政府のニーズ、日本企業や機関の技術、ノウハウの優位性、上記のJICAの問題意識等を踏まえ、JICAと緊密に相談しながら検討すること。

(5) 関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際し、ブータン及び本邦関係機関へのヒアリングも想定するが、必要なアポイントメントの取り付けは、原則コンサルタントが行うことを前提とする。

必要に応じ、JICAブータン事務所は、ブータン政府関係者への調査協力依頼の送付をし、調査内容・実施スケジュールを通知し、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメント取り付け等を行い、円滑な調査実施のための協力を行う。

(6) ローカル・リソースの活用

本調査の実施に際しては、業務の経済性を確保するために、地方部の情報通信インフラやデジタルデバイスの整備・普及状況、デジタルコンテンツ概況、エコシステム現況、これらにかかる支援ニーズ等の確認に際してローカル・リソースの有効な活用を検討するものとする。

(7) 他国、他ドナーによる支援

協力事業案の検討に際しては、他国や国際組織との連携状況についても十分に確認した上で、支援範囲、内容、連携の可能性を検討すること。

(8) JICAの既往案件への活用

第3章 6.(2)に記載している案件の報告書の情報を参考にするとともに、デジタル政策振興につき、それらなどのJICAの既往案件の開発効果を高められる余地があれば、JICAと相談しつつ調査における支援策の一つとして提案をすること。

(9) その他

調査内容の説明資料や成果品に関しては、図表等を活用して可能な限り提案内容を可視化したものとする。また、ブータン側から提供を受けた情報の取り扱いについては十分注意し、ファイナル・レポートへの掲載内容については、ドラフト・ファイナル・レポートの段階で、ブータン側の確認を得ること。

JICAには、報告書提出時だけでなく、定期的に調査進捗につき、電話・メールベースで報告を行うこと。特に現地調査期間においては、調査結果をメール等で適宜報告し、関係機関との面談実施後は速やかに面談録をJICA南アジア部南アジア第一課に共有すること。

5. 調査の内容

以下に示す調査の内容について、上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、効果的に調査を実施するために必要な調査方法、手順等を国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効果的な調査行程をプロポーザルで提案すること。

(1) 調査内容

本調査の現地調査（第1次、第2次、第3次）及び国内作業により情報収集・分析すべき項目を下記 a ～ i のとおり示す。

a. ブータンの一般情報

- ブータンの人口、人口密度、面積、GNI などの一般的な基礎情報。

- b. 通信サービスに関する基礎情報
 - サービス事業者、サービス概要、利用者数、利用者層、接続形態、利用場所、料金、頻度など。
- c. ICT セクターの基礎情報
 - ICT 関連サービス企業数（※ブータンテレコム含む）、技術者数、サービス分類、ICT 技術者就職先など
- d. Digital DRUKYUL（デジタル・ブータン）に代表されるデジタル振興政策の全体像
 - 第 12 次 5 か年計画における位置づけ、政策内容、優先分野、政策実施状況、政策実施体制、課題・ニーズ
 - 関連する戦略、政策、法令、ガイドライン
 - 同政策に対する他国や国際機関の支援状況
- e. 情報通信インフラの整備状況
 - 光ファイバー、携帯電話通信網など、ブータンの通信インフラの整備状況、課題・ニーズなど
- f. 情報通信デバイスの普及状況
 - PC、スマートフォン、タブレット、携帯電話サービス、インターネットサービス・プロバイダ等の普及状況
 - 地域別、年齢別の普及状況、学校、病院の他、農村部の公共施設における普及状況など
- g. デジタルコンテンツの状況
 - 医療、教育、e-government、国民 ID デジタル化、農業及び道路交通インフラにおける ICT システム等、ブータン政府や民間企業がインターネットやデジタル技術を活用し実施している（または実施を計画している）コンテンツの内容、実施（検討）状況、課題・ニーズ
 - 実施中（又は過去に実施された）のデジタルコンテンツについては、その評価、成功・失敗の要因分析を行う。
- h. 本邦企業や機関等の技術、サービス
 - ブータンにニーズがある、上記⑤～⑦（通信インフラ、通信デバイス、デジタルコンテンツ）を提供できる本邦企業や機関の有無及び連携可能性など
- i. 協力事業提案
 - 上記の検討に基づき、現地に適応可能であり課題解決に有効な本邦技術や知見を紹介し、民間連携の可能性も含めた資金協力、技術協力による支援候補案件を提案する。

（2）調査フロー

本調査の実施フローは以下のとおり。なお、国内業務及び現地業務の時期は目安する。

- a. 事前準備（国内作業）：インセプション・レポートの作成（2020年2月下旬～3月下旬）
 - ア）調査開始に先立ち、入手可能な既存資料及び類似案件情報等の収集分析を行う。特に、デジタル分野に係るブータンの主要政策・戦略、既往

の JICA 調査、現地の課題等を中心に、既存の文献等をレビューすること。

- イ) 上記ア)の分析を踏まえ、以下を骨子とするインセプション・レポート(案)を作成する。また、現地調査前に質問表及び先方への説明プレゼン資料を作成し、JICA に提出する。
- ・ 調査の背景
 - ・ 調査の目的
 - ・ 調査の実施方針
 - ・ 調査の内容と実施方法(作業項目、手法、アウトプット等を明記)
 - ・ 作業計画(作業工程フローチャート、日程、インテリム・レポートの構成等)
 - ・ 調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間
 - ・ 調査実施体制(国内支援体制、実施機関内の体制、関係者との連携等)
- ウ) インセプション・レポート(案)・プレゼン資料の内容について、JICA に説明・協議を行う。協議結果を踏まえ、必要に応じて加筆修正を行い、インセプション・レポートを完成させる。
- b. 第1次現地調査：キックオフ・ミーティング(2020年4月上旬～5月上旬頃)
- ア) 国内事前準備にて作成したインセプション・レポートに基づき、調査の概要・計画等について、ブータン側関係機関へ説明し、協議・意見交換を行う。
- イ) 調査対象項目について、情報収集と現状・課題の概要分析を行う。
- c. 第1次国内作業：本邦企業へのヒアリング、インテリム・レポートの作成(2020年5月中旬～5月下旬頃)
- ア) 第1次現地調査結果を基に、現状・課題の整理・分析を行い、JICA と協議する。協議内容には、第2次現地調査の方向性も含める。
- イ) 関係する本邦企業や研究機関等と面談を行い、本邦技術の活用可能性・優位点、また本邦企業や研究機関等が関心を有する具体的な個別案件について情報収集を行う。
- ウ) 上記ア)及びイ)を踏まえインテリム・レポート(案)を作成し、JICA へコメント依頼を行う。
- エ) JICA からのコメントを踏まえて、必要に応じて加筆修正を行い、インテリム・レポートを完成させる。
- d. 第2次現地調査：インテリム・レポートの説明、情報収集・分析(2020年6月上旬～7月上旬頃)
- ア) インテリム・レポートをブータン側関係機関に対して説明し、協議・意見交換を行い、不足している情報を整理し、今後の方向性を確認する。
- イ) 第1次現地調査に引き続き、情報収集及び現状・課題の分析を行う。

- e. 第2次国内作業：支援候補策の検討、ドラフト・ファイナル・レポートの作成（2020年7月上旬～7月下旬頃）
- ア) JICAと協議のうえ、本調査全体に係る作業内容・進捗・課題及び、今後実施することが適当と思われる事業・提言等を取り纏める。
 - イ) 上記ア)の分析・協議を踏まえレポートの取り纏めを行い、JICAへコメント依頼を行う。
 - ウ) JICAからのコメントを踏まえ、必要に応じて加筆修正を行い、ドラフト・ファイナル・レポートを完成させる。
- f. 第3次現地調査：調査結果の報告・意見交換（2020年8月上旬～9月上旬頃）
- ア) ドラフト・ファイナル・レポート及び本調査の結果をブータン側関係機関に対して説明し、協議・意見交換を行う。
- g. 帰国後整理作業（2020年9月中旬～9月下旬頃）
- ア) 第3次現地調査結果を基に、JICAと協議のうえ、本調査全体にかかる作業内容・進捗・課題及び今後の支援候補事業を取り纏める。
 - イ) 上記ア)で取り纏めたファイナル・レポートについては、JICAへコメント依頼を行い、コメントを踏まえ、必要に応じて加筆修正を行ったうえで完成させる。

6. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数はJICAへ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途コンサルタントが準備するものとする。

(1) 調査報告書

1) インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：2020年3月下旬頃

部数：英語3部

2) インテリム・レポート (IT/R) 及びレポート概要説明資料 (PPT)

提出時期：2020年5月下旬頃

部数：電子データのみ（英語）

3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

提出時期：2020年7月下旬頃

部数：和文3部、英語3部

4) ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：2019年9月下旬頃

部数：和文7部、英文20部、CD-R3部

注1) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部 数：和文3部

2) その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期：報告の都度、及び、F/R提出時にまとめて提出。

部 数：報告時は必要部数、F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

3) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部 数：F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

(3) 報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(4) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で提出すること。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。

イ 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

ウ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：情報通信・産業振興（ICT、スタートアップ）セクターにかかる各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／デジタル政策・産業振興（ICT、スタートアップ）（2号）

➤ 情報通信インフラ（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／交通計画）】

a) 類似業務経験の分野：デジタル政策・産業振興（ICT、スタートアップ）
にかかると各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全世界

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 情報通信インフラ】

- a) 類似業務経験の分野：情報通信インフラにかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年2月下旬より業務を開始し、2020年5月下旬を目途にインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2020年7月下旬までにドラフト・ファイナル・レポート、2020年9月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

(2) 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

1) 業務量の目安

合計 約 10.83 人月

2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 業務主任者／デジタル政策・産業（ICT、スタートアップ振興）（2号）
- 情報通信インフラ（3号）
- デジタルコンテンツ
- 国内におけるデジタル関連企業調査／業務調整

(3) 現地再委託

以下の項目については、現地での再委託を認めます。

- 1) 農村地域通信インフラ実態調査
- 2) 農村行政サービス実態調査（医療、教育及び電子政府）

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ブータン事務所、在ブータン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。

(5) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

3. プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 消費税及び地方消費税（税率：10%）を含めて見積もってください。
- (4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

東京⇒バンコク⇒パロ⇒バンコク⇒東京（タイ航空）
- (5) 契約変更して実施を想定する「自然条件調査」について、競争参加者が現時点でイメージする自然条件調査の内容・範囲に対する参考見積書を、可能な範囲内でかまいませんので、提出してください。本参考見積書は、本体の見積書とは別に作成し、見積書に同封してください。
- (6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、一般業務費（賃料借料）で計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料として、機材費（機材購入費）に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

- (1) 配布資料
 - 「ブータン国デジタルものづくり工房（ファボラボ）による技術教育・普及促進プロジェクト」案件概要書
 - 「ブータン国災害対策強化に向けた通信 BCP 策定プロジェクト」案件概要書
- (2) 公開資料
 - ブータン政府第12次5か年計画 (<https://www.gnhc.gov.bt/en/wp-content/uploads/2019/05/TWELVE-FIVE-YEAR-WEB-VERSION.pdf>)
 - 「ブータン国緊急時通信体制整備計画準備調査」報告書（平成29年11月（2017年））
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12301446.pdf>)
 - 「ブータン国全国総合開発計画2030年策定プロジェクト」報告書
(http://open_jicareport.jica.go.jp/360/360_102.html)
 - 「ブータン国営放送局機材整備計画」報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000174401.html>)

別紙：プロポーザル評価表
別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20	
(3) 要員計画等の妥当性	15	
(4) その他		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(27)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／デジタル政策・産業振興（ICT、スタートアップ）</u>	(27)	(12)
ア) 類似業務の経験	11	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5	3
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	4	1
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	()	(12)
ア) 類似業務の経験		5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		3
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		1
オ) その他学位、資格等		1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(3)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	1
イ) 業務管理体制	—	2
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>情報通信インフラ</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 1月9日（木） 15：30～18：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208号会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

1	業務名称	案件名
2	対象国名	国名（地域名）
3	履行期間	2000年00月00日から 2000年00月00日まで
4	契約金額	円 （内 消費税及び地方消費税の合計額 円）

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- （5）附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員：南アジア部南アジア第一課の課長
- （2）分任監督職員：なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2018年5月）」を削除し、「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2019年4月）」を挿入する。
- （2）第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

【オプション】

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf

[附属書 I]

共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf
-